

## 三島市新規最終処分場候補地選定に係る質問に対する回答（Q & A）

三島市の最終処分場は、清掃センターの敷地内に第1埋立地、第2埋立地、第3埋立地の3カ所があります。第1埋立地及び第2埋立地は既に埋立が終了し、現在は、第3埋立地に焼却灰と不燃残渣を埋立っています。また、第3埋立地の残容量がひっ迫していることから、延命化のために平成22年から焼却灰と不燃残渣の一部を外部搬出しています。

このような状況を踏まえ、次期最終処分場の候補地を選定するため、平成24年から庁内組織として「三島市最終処分場用地検討会」を設置し、平成27年に最終処分場の候補地を徳倉地区と賀茂之洞地区の2カ所に絞り込みをしました。平成31年に学識者や市民の代表者から構成される「三島市新規最終処分場候補地選定委員会」を設置し、賀茂之洞地区を建設に適した候補地とする答申を受けました。

候補地の決定につきましては、令和元年12月の庁議において、総合的に検討を行った結果、賀茂之洞地区を建設候補地として決定しました。

その後、候補地の地権者及び周辺住民の皆様への説明会を開催し、最終処分場の必要性や安全性などについて、御説明させていただいたところ、説明会などの機会を通じて、加茂町内会よりいただきました御質問に対しまして、三島市として回答いたしましたので、その内容について皆様にお知らせいたします。

### ○お問い合わせ先

三島市環境市民部廃棄物対策課

ごみ処理施設整備推進室

電話：055-971-8993

F A X：055-971-8994

Eメール：[haitai@city.mishima.shizuoka.jp](mailto:haitai@city.mishima.shizuoka.jp)

## 目 次

### 1 賀茂之洞への迷惑施設の集中について・・・・・・・・・・ P 5

Q1 新たに新規最終処分場をつくることは、加茂地域への迷惑施設の集中を一層進めることとなります。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

Q2 選定委員会会議録を拝見した限りでは、このような観点での発言は見受けられませんでした。実際の議論でも話題にならなかったのか、もし話題にならなかったとしたら何故話題にならなかったのかお答え願います。

### 2 加茂の環境に対する不安について・・・・・・・・・・ P 6

Q3 候補地選定の報告書や選定委員会会議録等には、賀茂之洞が土石流危険渓流のエリアであることの記載がありませんが、土石流危険渓流について、どのような議論が行われ、専門家はどのように評価されたのでしょうか。また、もう一つの候補地であった徳倉地区との比較はどのように行われたのでしょうか。

### 3 最終処分場の安全性について・・・・・・・・・・ P 7

Q4 第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地は、それぞれ周辺的环境保全のためにどのような安全対策がとられているのでしょうか（二重遮水シート、自己修復シート、ベントナイト混合土、漏水検知システムの有無等）。

Q5 第1埋立地には遮水シートがない部分があるということですが、それに替わるものとしてどのような安全措置がとられているのでしょうか。

Q6 今後は南海トラフ巨大地震や過去の記録雨量を超える集中豪雨等の災害の発生も想定されますが、各施設は、どの程度の地震又は大雨までに耐えられる設計となっているのでしょうか（埋立地の崩壊、土砂や廃棄物の流出等のおそれはないのでしょうか。）。

Q7 焼却灰等について、ダイオキシン類や重金属類が外に出ないようにするために、どのような飛散防止対策を行っているのでしょうか。

Q8 浸出水や地下水等のモニタリングは、どのように行われているのでしょうか。浸出水を下水道に流す前には、どのようなチェックが行われているのでしょうか。

Q9 これまで、事故（遮水シートの破損、漏水等）は発生しているのでしょうか。その内容及び原因と対策はどのようなものなのでしょうか。

Q10 施設の維持管理状況（水質検査結果等）の情報に関しては、平成23年廃棄物処理法改正により、「当該月の翌月の末日から3年間」、原則インターネットによる公表が義務化されていますが、三島市ではどのように公表されているのでしょうか。また、三島市ではこれまで排出基準に適合しない数値等が示された事例はあるのでしょうか。

Q11 臭いに関する苦情も住民から出ていますが、調査は必要ないとお考えのでしょうか。

**4 新規最終処分場は、環境保全の観点から安全・安心がどのように確保されているのか、具体的にお教え下さい。 . . . . . P10**

Q12 現在の技術基準等に沿った計画にとどまらず、近年の降雨特性等を十分に考慮した降雨対策や、土石流災害対策（防災ダム等）などの措置を講じる予定があるのでしょうか。具体的にどのような措置を検討しているのでしょうか。

Q13 国の基準を上回る安全対策を講じた最終処分場（山梨県明野最終処分場）においても、遮水シートの破損や漏水検知システム異常などの事故が発生していることなども踏まえ、先進事例や最新技術の導入等を検討されているのでしょうか。

Q14 最終処分場の形式（オープン型、クローズド型）について、どのようにお考えでしょうか。

**5 住民意見等への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・ P11**

Q15 パブリックコメント（意見募集）の実施方法について

Q16 住民合意等の考え方について

## 1 賀茂之洞への迷惑施設の集中について

**Q1** 新たに新規最終処分場をつくることは、加茂地域への迷惑施設の集中を一層進めることとなります。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

**A1** 三島市最終処分場用地検討会におきまして、市内全域から10カ所の建設候補地を抽出し、その後、候補地6カ所の現地確認を行い、次に、候補地4カ所の埋立面積、埋立容量、水環境、搬入道路、工事費などから評価を行い、建設候補地を「徳倉地区」と「賀茂之洞地区」の2カ所に絞り込みをいたしました。

次に、三島市新規最終処分場候補地選定委員会におきまして、候補地2カ所の現地確認を行うとともに、既存の浸出水処理施設を利用することで水環境への影響に変化がないこと、搬入車両が公道を走らないため周辺環境に影響を与えないこと、搬入が効率的であることなどから、「賀茂之洞地区」を建設に適した候補地とする答申をいただいております。加茂地域の住民の皆様には、十分ご理解をいただけるよう、引き続き、御説明に努めてまいります。

今後につきましては、次の次に建設する廃棄物処理施設の候補地の選定に向けては、近隣市町との廃棄物処理の広域化や、候補地の公募方式の選択を視野に入れるなど、多角的な観点を持って、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、現在、近隣市町と廃棄物処理の広域連携体制構築の可能性を模索しており、各市町における処理施設の更新時期やごみの分別、処理方法及びごみ処理手数料の違いのほか、費用負担や運搬の問題など、様々な課題はございますが、引き続き、県を交える中で、廃棄物処理広域化に向けた調整を進めてまいります。

また、候補地の公募方式につきましては、多くの市民の皆様には廃棄物の処分に関心を持っていただける有効な手法の一つと考えますので、引き続き調査研究を進めてまいります。

**Q2** 選定委員会会議録を拝見した限りでは、このような観点での発言は見受けられませんでした。実際の議論でも話題にならなかったのか、もし話題にならなかったとしたら何故話題にならなかったのかお答え願います。

**A2** 三島市最終処分場用地検討会及び三島市新規最終処分場候補地選定委員会におきまして、賀茂之洞地区に廃棄物処理施設や斎場といった施設が集中していることを議論した会議録はございませんが、廃棄物対策課から三島市新規最終処分場候補地選定委員会に提出しました三島市新規最終処分場候補地選定資料の中で、最終処分場第1埋立地から第3埋立地までの3カ所の最終処分場に隣接していることを報告しております。

三島市最終処分場用地検討会及び三島市新規最終処分場候補地選定委員会の委員が候補地の現地確認を行っておりますので、賀茂之洞地区に廃棄物処理施設や斎場といった施設が集中していることは、承知しているところでございます。

## 2 加茂の環境に対する不安について

**Q3** 候補地選定の報告書や選定委員会会議録等には、賀茂之洞が土石流危険溪流のエリアであることの記載がありませんが、土石流危険溪流について、どのような議論が行われ、専門家はどのように評価されたのでしょうか。また、もう一つの候補地であった徳倉地区との比較はどのように行われたのでしょうか。

**A3** 三島市新規最終処分場候補地選定委員会で賀茂之洞地区が土石流危険溪流エリアであることについて特に議論はされておらず、三島市新規最終処分場候補地選定報告書にも記載はございませんが、平成27年3月に実施いたしました三島市清掃センター最終処分場候補地容量等基礎調査業務委託の成果から、賀茂之洞地区が土石流危険溪流エリアにあることは承知しておりまして、専門家からは、土石流危険溪流エリアに最終処分場を建設した場合、土石流が発生する可能性があるエリアを造成することで、土石流が流れ出るリスクが減り、災害防止に寄与することが考えられるとの評価をいただいております。

なお、徳倉地区につきましては、土石流危険溪流エリアとされておりませんので、その比較は行っておりません。

今後につきましては、今年度から来年度にかけて策定いたします新規最終処分場基本計画におきまして、最終処分場に係る関係法令等に基づき調査・整理・確認を行い、候補地の地形・地質等の立地条件を勘案し、貯留構造物の種類、構造及び型式を検討することにより、災害の発生防止を図ってまいります。

### 3 現最終処分場の安全性について

**Q4** 第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地は、それぞれ周辺環境保全のためにどのような安全対策がとられているのでしょうか（二重遮水シート、自己修復シート、ベントナイト混合土、漏水検知システムの有無等）。

**A4** 最終処分場の浸出水が外部に浸透しないようにするため、第1埋立地につきましては、遮水工として底部に粘土層を敷設し、拡張部の一部に遮水シートを敷設しております。第2埋立地及び第3埋立地につきましては、埋立地内全体に単層の遮水シートを敷設しております。

また、第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地を一体の埋立地と考え、周辺に観測井戸を4カ所設置し、地下水を月に一度採取して水質測定を行い、水質に異常がないことを確認しております。

**Q5** 第1埋立地には遮水シートがない部分があるということですが、それに替わるものとしてどのような安全措置がとられているのでしょうか。

**A5** 第1埋立地につきましては、拡張部の一部以外は遮水シートを敷設しておりません。これは、建設当時の設計基準に基づいたものです。

安全措置につきましては、底部に粘土層を設けることにより、浸出水が外部に浸透しないようにしております。

**Q6** 今後は南海トラフ巨大地震や過去の記録雨量を超える集中豪雨等の災害の発生も想定されますが、各施設は、どの程度の地震又は大雨までに耐えられる設計となっているのでしょうか（埋立地の崩壊、土砂や廃棄物の流出等のおそれはないのでしょうか。）。

**A6** 地震につきましては、第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地の耐震性は、各建設時の設計基準に基づき建設されておりますので、埋立地の崩壊及び土砂や廃棄物の流出等を起こす可能性は低いと考えております。

大雨につきましては、第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地の埋立地内に降った雨水は、浸出水処理施設に送られます。この浸出水処理施設の能力は、120 m<sup>3</sup>/日（5 m<sup>3</sup>/h）であることから、処理能力を超える降雨量がある場合には、各埋立地の中に雨水を溜め、浸出水処理施設の処

理状況を確認しながら、浸出水処理施設へ送る流入水量を調整しております。

また、第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地の周辺に降った雨水は、調整池に送られます。この調整池は、造成工事等によって地下に浸透しにくくなった雨水を一時的に貯留するもので、能力は1時間に130mmの雨が降った場合でも耐えられる設計となっております。

なお、三島市における過去最大の降雨量は、平成元年7月29日に観測された時間雨量81.5mmで、この調整池の能力は、これを大きく上回るものとなっております。

**Q7 焼却灰等について、ダイオキシン類や重金属類が外に出ないようにするために、どのような飛散防止対策を行っているのでしょうか。**

**A7** 焼却灰につきましては、焼却灰にセメントと水を添加後、3cmから10cm程度の固形物に形成した固化灰とすることで、焼却灰の飛散及びダイオキシン類等の流出を防止する処理を行い、埋立地に搬出しております。

**Q8 浸出水や地下水等のモニタリングは、どのように行われているのでしょうか。浸出水を下水道に流す前には、どのようなチェックが行われているのでしょうか。**

**A8** 埋立地からの浸出水や地下水等のモニタリングにつきましては、第1埋立地上流側、第1埋立地及び第3埋立地下流側、第2埋立地上流側、第2埋立地下流側及び第3埋立地上流側の計4カ所の観測井戸におきまして、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号のロ及びハの規定による測定方法に則り、月に一度の浸出水及び地下水の水質測定を実施しており、水質に異常がないことを確認しております。

また、浸出水を下水道に流す前につきましては、浸出水が浸出水処理施設に入る前の原水と浸出水処理施設において処理した処理水につきまして、月に一度水質測定を実施し、水質に異常がないことを確認しております。



**Q9** これまで、事故（遮水シートの破損、漏水等）は発生しているのでしょうか。その内容及び原因と対策はどのようなものなのでしょうか。

**A9** 平成20年頃に第3埋立地におきまして、国土交通省が伊豆縦貫道の建設中に仮置きした廃棄物を搬出する際、重機によって遮水シートと不織布を損傷したことがございます。原因は、重機作業者の操作誤りと思われれます。この対策につきましては、損傷した遮水シートの上から新しい遮水シートを圧着させ、さらにその上に不織布を圧着して復旧をいたしました。

**Q10** 施設の維持管理状況（水質検査結果等）の情報に関しては、平成23年廃棄物処理法改正により、「当該月の翌月の末日から3年間」、原則インターネットによる公表が義務化されていますが、三島市ではどのように公表されているのでしょうか。また、三島市ではこれまで排出基準に適合しない数値等が示された事例はあるのでしょうか。

**A10** 施設の維持管理状況につきましては、市ホームページに掲載しております「清掃センターのあらまし」におきまして、ごみの埋立量、ダイオキシン類測定結果、浸出水処理施設の水質等を過去3年間分公表しております。また、市立図書館、中郷公民館、北上公民館、錦田公民館及び坂公民館におきまして、「清掃センターのあらまし」の冊子（紙媒体）を配架しております。

また、これまで排出基準に適合しない数値等が示された事例はございません。

なお、今後、維持管理に関する情報につきましては、測定結果の得られた日等の属する月の翌月の末日から、市ホームページにおきまして公表してまいります。

**Q11** 臭いに関する苦情も住民から出ていますが、調査は必要ないとお考えでしょうか。

**A11** 臭気等に気が付きましたら御連絡ください。

平日の8時30分から17時15分までの間につきましては、清掃センターに起因する臭気であるか、直ちに調査に伺います。

なお、この時間帯以外の場合は、後日、臭いがした日時と場所を御連絡いただければ、発生した時間に合わせて調査に伺います。

#### 4 新規最終処分場の安全性について

**Q12** 現在の技術基準等に沿った計画にとどまらず、近年の降雨特性等を十分に考慮した降雨対策や、土石流災害対策（防災ダム等）などの措置を講じる予定があるのでしょうか。具体的にどのような措置を検討しているのでしょうか。

**A12** 浸出水処理施設における水収支計算に用いる日降水量時系列は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版((社)全国都市清掃会議)」に基づき、埋立期間と同じ期間の直近の年降水量データの最大年及び最大月間降水量が発生した年の日降水量時系列を用いることを基本といたします。

また、決定した浸出水処理能力、調整容量に対し、アメダス三島観測所で取得できる約 90 年（1930 年～2020 年）間の降水量データを用いて、近年のゲリラ豪雨、過去に発生した大雨、連続する長雨等を全て考慮した状況を検証いたします。

さらに、雨水集排水施設の種類及び断面・配置・規模等の検討を行うとともに、地下水・湧き水が遮水工、構造物に影響を与えないよう検討いたします。

防災計画につきましては、最終処分場建設に伴い必要となる沈砂池、防災調整池等の防災計画を策定いたします。

なお、最終処分場建設予定地が土石流危険渓流エリアであることを踏まえ、必要となる防災施設も併せて検討いたします。

**Q13** 国の基準を上回る安全対策を講じた最終処分場（山梨県明野最終処分場）においても、遮水シートの破損や漏水検知システム異常などの事故が発生していることなども踏まえ、先進事例や最新技術の導入等を検討されているのでしょうか。

**A13** 漏水検知設備につきましては、その特徴や近年の実績等を整理し、検討いたします。

また、整理にあたっては、漏水検知システムに対する知識を有し、多数の導入・維持管理事例を知る学識経験者等から御意見を伺い、先進事例や最新技術の導入につきましても併せて検討いたします。

**Q14 最終処分場の形式（オープン型、クローズド型）について、どのようにお考えでしょうか。**

**A14** 今年度から来年度にかけて策定いたします新規最終処分場基本計画におきまして、被覆型埋立地（クローズド型）とオープン型埋立地の比較検討を行います。

具体的には、地形や最終処分が必要な廃棄物量等を勘案して、被覆型埋立地（クローズド型）とオープン型埋立地における環境、施設計画、経済性等の観点から比較検討を行います。

また、被覆型埋立地（クローズド型）を採用する場合におきましては、貯留構造、屋根形式、屋根構造を検討するとともに、配置条件、施工性、経済性の観点から総合的に判断を行い、被覆型埋立地（クローズド型）の概要を決定いたします。

なお、新規最終処分場基本計画の素案ができましたら、パブリック・コメントを実施し、最終処分場の形式につきましても、市民の皆様の御意見をお伺いする予定でございます。

## **5 住民意見等への対応について**

**Q15 パブリックコメント（意見募集）の実施方法について**

**A15** 今後のパブリック・コメントにつきましては、令和 3 年度中に新規最終処分場の基本計画を策定する段階で、計画の素案ができましたら、パブリック・コメントを実施し、住民の皆様の御意見をお伺いする機会を設けてまいります。

周知の方法につきましては、三島市パブリック・コメント制度実施要綱に基づき、まず、事前予告といたしまして、広報みしま及び市ホームページにおいて、令和 3 年度に募集するパブリック・コメントの案件名と予定期間をお知らせいたします。

また、パブリック・コメントを募集する直前の予告といたしまして、広報みしま及び市ホームページにおいて、案件名、内容、閲覧場所、募集期間を掲載する予定でございます。

そのうえで、市ホームページへの掲載、指定する場所における閲覧又は資料の配布、広報みしまへの掲載により周知を行ってまいります。

なお、パブリック・コメントは、広く市民の皆様などから意見を求める制度であるため、特定の町内会及び自治会を対象としておりませんが、

パブリック・コメントを募集する直前の予告といたしまして、広報みしま及び市ホームページに掲載した際には加茂町内会へ御連絡いたします。

## **Q16 住民合意等の考え方について**

**A16** 地域において何かを決める、あるいは行おうとする際には、地域の住民の皆様の多様な御意見を適切に調整しながらまとめ、その結果を地域全体の御意向とし、できる限りその御意向に基づき検討を進め、御理解をいただけるようにしていくことが重要であると考えます。

具体的には、事業内容を丁寧に説明して御理解を得ること、パブリック・コメントなどにより住民の皆様の御意向を把握した上で事業内容を検討すること、地域の住民の皆様と行政が相互の理解を深めるために意見交換の機会を設けることなどが必要であると考えます。

そのような中で、最終処分場の建設についての住民合意に関して、法律に定めはございませんが、住民の皆様に納得していただき、事業に御賛同していただくことが不可欠と考えますので、引き続き、丁寧な対応に努めてまいります。

新規最終処分場の建設及び既存施設の管理運営体制につきましては、周辺環境に影響を及ぼさないよう、今後とも万全を期す考えでございますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。